

2024.12
第64号



～中央消防署はしご車取扱訓練の様子～
中央消防署には、35m級のはしご車を配備しており、
高層建築物火災を想定した火災防御訓練を
定期的実施しています。

主な内容

- 職員の人数や給与などを公表します 2
- 令和5年度決算概要・議会 …… 3
- 令和7・8年度競争入札参加資格者の受付 3
- 社会科見学 in 清掃センター …… 4
- 令和5年度資源物の売却量及び売却益 5
- 令和5年度容器包装リサイクル法に基づく資源物 5
- 緊急走行時の3つのお願い …… 6
- 野焼きは禁止されています …… 7
- 多数傷病者対応訓練 …… 8
- 公務中のサングラス着用開始 …… 8

天草広域連合広報

架け橋 2024 12月号
第64号

【編集・発行】天草広域連合
〒863-0001 熊本県天草市本瀬町広瀬1687番地2

TEL 0969-24-3188 FAX 0969-24-2726
<http://amakusa-kouikirengo.or.jp/>

「広報架け橋」は
再生紙を使用しています。

多数傷病者 対応訓練実施

南消防署では、9月8日に交通事故を想定した完全
ブラインド型※1多数傷病者対応訓練を実施しました。
このような訓練はこれまで実施したことがなく、当消
防本部としては新たな試みでした。牛深警察署、牛深市
民病院及び河浦病院の医師・看護師に参加していただ
き、現場活動時の連携の再確認、強化を図ることができ
ました。また傷病者役をInstagramや広報紙によ
り募ったことで、地元の牛深高校の生徒をはじめ多く
の方の参加があり、救急業務への理解を深めていただ
くきっかけになりました。今後も訓練を継続し、救急活
動の質を高めて、救命率のさらなる向上に努めていき
ます。

※1 ブラインド型訓練とは、訓練参加者に訓練内容
等の情報を事前に与えず、想定のみを与える実
践的な訓練のこと。



公務中のサングラス 着用開始

消防本部では、令和7年4月1日から公務中のサン
グラス着用を開始します。日光による影響を受ける、ま
たはその恐れがある場合に着用することにより、眩し
さや目の疲労を軽減し、紫外線から目を保護するこ
とができます。より安全に消防救急活動を行うために着
用しますので、ご理解をお願いします。

〈着用対象者〉

- 業務中の緊急車両を含む公用車
及び船（消防救急艇）等を運転す
る者
- ドローン隊、水難救助等水上パイ
クの活動を行う者
- 梯子車、救助工作車等を操作す
る者
- その他必要と認められる者



「消防本部」
Instagram
フォローお願いします!!



@AMAKUSA119



▲業務中の緊急車両の機関員①



▲業務中の緊急車両の機関員②



▲梯子車の梯体操作員

令和5年度 決算の概要

令和5年度歳入歳出決算の概要についてお知らせします。

歳出の主なもの (※金額は1万円未満を四捨五入)

◆議会費・総務費……7,485万円(2.1%)

例規を整備・管理し、事務処理の適正化、効率化に努めるとともに、年2回の広報紙発行やホームページ掲載を通して、広域連合の取組みや運営についてお知らせしました。

◆民生費……3,472万円(0.9%)

関係市町と連携し、公正、公平な介護認定審査事務を行うとともに、審査会委員の方に対する実務研修会を実施しました。介護認定審査会を年212回開催し、7,479件の判定結果を関係市町に通知しました。

◆衛生費……12億9,812万円(35.2%)

清掃センターの焼却炉耐火物等の整備補修工事を行い、施設の安全かつ適正な運営管理に取組みました。また新白洲一般廃棄物最終処分場については、施設内の清掃業務を行いました。

新ごみ処理施設整備事業については、本渡地区清掃センター旧受水槽解体工事が完了し、前年度に引き続き土地造成工事を実施しました。

◆消防費……21億7,266万円(59.0%)

小型水槽付消防ポンプ自動車や高規格救急自動車など計8台の車両更新により、消防力の維持、充実強化と安定的な消防業務の運用に取組みました。また北消防署、南消防署等の施設改修工事や、苓北分署の新庁舎完成により、防災拠点としての機能向上、職員の職場環境改善が図られました。

◆諸支出金……1億467万円(2.8%)

天草広域連合議会議決結果

令和6年 第4回定例会 (8月26日)	
○権利の放棄及び和解について	原案 否決
○財産の取得について	原案 可決
○令和6年度天草広域連合一般会計補正予算(第2号)	原案 否決
○監査委員の選任について	同意
令和6年 第5回臨時会 (9月24日)	
○工事請負契約の変更について	原案 可決
○令和6年度天草広域連合一般会計補正予算(第2号)	原案 否決

令和7・8年度 競争入札(見積)参加資格者の受付を実施します

「物品購入等・役務」の競争入札(見積)参加資格審査申請を受付けます。

◆受付期間：令和7年4月1日から同月末日まで 午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く。)

◆有効期間：令和7年6月1日から令和9年5月31日まで(2年間)

申請用紙など詳細については、令和7年3月頃に天草広域連合ホームページにて掲載予定です。

※「建設工事・測量建設コンサルタント」及び「小規模工事等契約希望者登録」の競争入札参加資格申請の受付については、令和7年5月頃にホームページでお知らせしますのでご確認ください。

当連合職員の人数や給与などを公表します

「天草広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」により、連合職員の人数や給与など、広域連合の人事に関する状況の概要を公表します。◆問合せ先 総務企画課総務係 ☎0969-24-3188

1 職員の任免・職員数

(1) 職員の任免状況

区分	令和5年4月1日現在の職員数	令和5年度退職	令和6年度採用	令和6年4月1日現在の職員数
人数	222人(7人)	5人	8人	225人(8人)

※()内は、職員数のうちその年の4月1日に採用された職員の数です。
※関係市町の派遣職員は含みません。
※再任用(フルタイム)職員を含みます。

(2) 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

区分	一般行政職				計
	議会・総務	民生	衛生	消防	
令和5年	5人	0人	9人	208人	222人
令和6年	5人	0人	8人	212人	225人
対前年増減数	0人	0人	△1人	4人	3人

2 職員の給与

(1) 人件費の状況(令和5年度普通会計決算額)

区分	歳出額A	人件費B	人件費率B/A	(参考)令和4年度の人件費率
令和5年度	3,685,023千円	1,635,698千円	44.4%	47.9%

(2) 職員給与費の状況(令和5年度普通会計決算額)

区分	職員数A	給与費				1人当たり給与費B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	
令和5年度	222人	755,892千円	274,951千円	313,410千円	1,344,253千円	6,055千円

1 職員手当には退職手当負担金を含みません。 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。

(3) 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区分	広域連合長	副広域連合長	議長	副議長	議員	議見監査委員
年額	95,000円	61,000円	61,000円	55,000円	51,000円	日額7,000円

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額(令和6年4月1日)

区分	職員数	平均年齢	平均給料月額
一般行政職	一般行政部門	13人	31.0歳
	消防部門	212人	37.3歳
全職員	225人	36.8歳	286,600円

3 勤務条件 職員の分限・懲戒処分の状況(令和5年度)

- ①分限処分 2件 ※分限処分とは、職員が心身の故障などにより、職責を十分に果たせない場合に行う処分をいいます。
②懲戒処分 0件 ※懲戒処分とは、職員が法令違反や公務員としてふさわしくない非行などがあつた場合に行う処分をいいます。

その他詳細は、ホームページ及び掲示場に掲示しております。

- ・天草広域連合人事行政の運営等の状況(令和6年公告第2号)
- ・天草広域連合の財政状況(令和6年公告第3号)
- ・令和5年度情報公開の状況

令和5年度 資源物の売却量及び売却益

関係市町（天草市（旧本渡市・有明町・栖本町・新和町・五和町・倉岳町）・上天草市・苓北町）から各清掃センターに収集された資源物は、品目ごとに選別し、有価物として売却しています。

資源物売却益は、関係市町に毎年還元しています。

（天草市：21,808,206円 上天草市：7,389,059円 苓北町：2,734,562円） 合計31,931,827円

収集された資源物の売却量及び売却益は次のとおりです。 ※売却量の合計には廃食油の数量を含みません。

品 目	本渡地区清掃センター		松島地区清掃センター	
	売却量	売却益	売却量	売却益
古紙・古布類（新聞・雑誌・ダンボール類・紙パック・古着類）	940.55 t	6,638,763 円	269.03 t	1,582,416 円
空き缶類（スチール缶・アルミ缶）	75.77 t	7,882,534 円	29.08 t	2,951,256 円
生活金物類（鍋・やかん・フライパン・ほか金属製調理器具等）	14.30 t	267,014 円	10.14 t	182,061 円
ペットボトル	124.29 t	7,246,107 円	54.37 t	3,169,771 円
発泡スチロール（白色トレイ・保冷用白色発泡スチロールほか）	10.65 t	714,615 円	1.19 t	79,849 円
小型家電製品類（携帯電話・ACアダプター・コード類・ほか家電製品類）	4.38 t	411,389 円	5.20 t	568,546 円
生きビン（リターナブルびん：ビール瓶（中瓶、特大瓶）、酒一升ビン）	16.09 t	115,079 円	4.05 t	27,835 円
家庭用廃食油（天ぷら油など）	14,960 ℓ	74,874 円	3,940 ℓ	19,718 円
合 計	1,186.03 t	23,350,375 円	373.06 t	8,581,452 円

令和5年度 容器包装リサイクル法に基づく資源物

収集された資源物のうち、ガラスびんと廃プラスチック（洗ってある食品包装袋他）は、再商品化の原料として業者に引渡しています。これらは、容器包装リサイクル法に基づきすべて再商品化されるためきれいに洗って出すことが引取の条件となっています。

特に廃プラスチック類は、品質の検査が毎年実施され、合格しなければ再調査の対象となり、それでも品質が悪かった場合は引取りされなくなります。分別のルールを守って出させていただきますよう、ご協力をお願いします。

収集された資源物の搬出量は次のとおりです。

品 目	本渡地区 清掃センター	松島地区 清掃センター	合 計
無色飲料用無色透明のビン類	81.77 t	24.37 t	106.14 t
無色飲料用茶色のビン類	117.16 t	56.36 t	173.52 t
その他飲料用ほか緑色等色つきのビン類	38.35 t	5.34 t	43.69 t
廃プラスチック類（食品包装品等）	262.85 t	45.40 t	308.25 t
合 計	500.13 t	131.47 t	631.60 t

事業所から出るごみの適正な処分をお願いします。

清掃センターでは施設を安全かつ安定的に運転するため、**爆発や火災の原因となる、またはその恐れがある危険物、施設の管理運営に支障を来すもの、産業廃棄物などの搬入はお断りしております。**

しかし、事業所から出されたごみの中に、産業廃棄物と思われるものが混ざっています。

清掃センターに搬入できるごみは一般廃棄物だけです。産業廃棄物は事業所の責任において適正に処分していただきますようお願いします。

新ごみ処理施設の用地が完成しました！



令和5年2月から施工していた、新ごみ処理施設の用地造成工事が完了しました。今後は新ごみ処理施設の建設手まで適正に保全していきます。

社会科見学 in 清掃センター

令和6年6月から令和6年11月までの見学者数

○本渡地区清掃センター

6/24 本町小学校 11人
6/28 本渡東小学校 38人
7/3 本渡南小学校 85人
7/8 佐伊津小学校 27人
7/10 本渡北小学校 62人
7/11 本渡北小学校 62人
9/19 志岐小学校 30人

○松島地区清掃センター

9/26 中南小学校 28人
11/15 姫戸小学校 8人



質問コーナー

Q1 資源物や燃やせないごみは、集めた後どうなるのですか

→ 資源物の種類は、洗ってあるペットボトル、空き缶、きれいな段ボール、衣類、本など様々あります。

それらは全て清掃センターで一時的保管し、種類ごとに引取り契約業者に回収してもらいます。その後それぞれのリサイクル処理場で再利用できる資源に生まれ変わります。

燃やせないごみは、細かくして機械で選別した後、鉄やアルミなど資源となるもの、燃やせるごみを除き、埋立てごみとして搬出します。

Q2 ごみを燃やす時間はどれくらいかかりますか。また、何度でどうやって燃やしているのですか

→ 本渡地区清掃センターでは、約1.9tのごみを1時間で燃やしています。

850℃～950℃の間で高温の砂と混ぜ合わせて燃やしています。

Q3 煙はどうやってきれいにしているのですか

→ 燃やす時に出た煙（排ガス）は、冷却し、薬品を吹き込み、ろ過して細かい灰や有害物質を取り除きます。煙突から出るガスは煙ではなく水蒸気のようなきれいな状態になっています。

Q4 捨ててはいけないものは何ですか

→ 充電式電池、パソコンや薬品・オイル類などです。例えば充電式電池は、衝撃が加わると激しく火が出て火災の原因になるため捨てないでください。

見学してわかったこと

- ・資源物に出された発泡トレイが圧縮されブロック状になったものが、とても硬かったのでびっくりしました。
- ・これからは、ごみを分別して資源になるものなるべく資源物に出そうと思います。
- ・飲んだ後のペットボトルは洗わないと燃やせないごみになるので、きれいに洗おうと思います。

野焼き(枯草の焼却など)は禁止されています!

ごみ、不要物等を焼却する行為は、野焼きに該当し、法律で禁止されています。次のような例外はありますが、それ以外の野焼きは、絶対にしないでください。例外事項に該当する野焼きをする場合は、管轄の消防署へ「火災とまぎらわしい行為等の届出」を提出することが必要です。これは、野焼き等の煙を火災と間違えて出動することを防ぐためのもので、消防が野焼きを許可するものではありません。

例外事項

- | | |
|--------------------------------------|---|
| 1. 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却 | 4. 農業、林業、漁業を営むためにやむを得ない焼却
(例: 稲わら、田畑の雑草の焼却) |
| 2. 災害の予防・応急対策、または復旧のために必要な廃棄物の焼却 | 5. 日常生活を営むうえで通常行われる軽微な焼却
(例: BBQ、暖をとるためのたき火) |
| 3. 風習上、宗教上の行為として行われる焼却
(例: どんど焼き) | |

野焼き(枯草の焼却など)を原因とする火災が多発しています!

焼却をする時は次の4つのポイントを守ってください。



枯草火災を防ぐ4つのポイント



- ①乾燥している日や風の強い日は、屋外での焼却はしない
- ②水バケツや消火器等を準備して、焼却中はその場から離れない
- ③家庭ごみや事業系ごみは燃やさない
- ④焼却後は、確実に消火をする

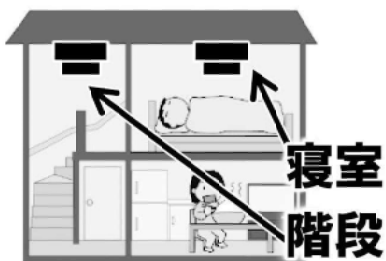
住宅用火災警報器を設置しましょう

住宅に住宅用火災警報器の設置が消防法及び火災予防条例で義務付けられて15年以上が経過しました。しかし、未だに設置されていないご家庭があるようです。火災から命を守る大切な機器ですので、必ず設置しましょう。

設置する場所(例)

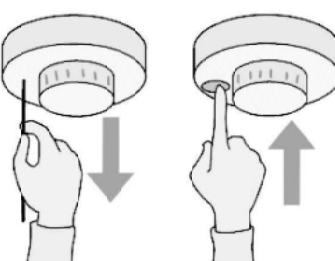
設置が必要な場所は、**寝室・階段等**です。

※階段は、寝室が2階以上にある場合に必要です。



点検方法

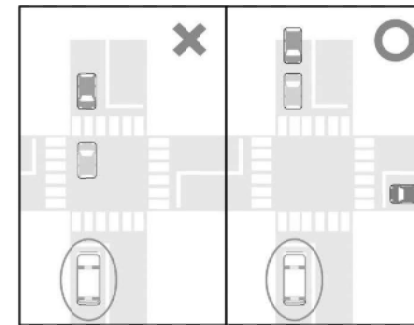
ひもを引っ張ったり、ボタンを長押しすると、音声などで正常に作動するかどうかを知らせてくれます。



緊急走行時の3つのお願い

運転中に緊急車両(消防車、救急車)がサイレンを鳴らして緊急走行をしている場面を見かけることがあると思います。安全に緊急走行を行うため、皆さんへ3つのお願いがあります。

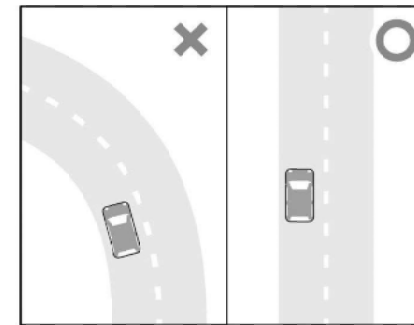
1. 交差点内で停車しない



(運転中の方)
交差点またはその付近を避け、道路の左端によって一時停止してください。

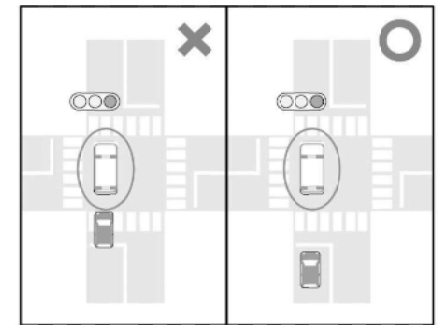
(歩行者の方)
緊急車両が通過するまで歩道などの安全な場所で待機してください。

2. カーブで停車しない



見通しの悪いカーブでは対向車が来ているのが確認できないため、直線道路で停車してください。

3. 緊急車両の後をつけない



緊急車両は赤信号でも交差点内へ進入しますので、後ろをついてこられると大変危険です。十分な車間距離を取って運転してください。



救急車は患者さんの容態によりゆっくり走行する場合があります。ご理解とご協力をお願いします。



全国消防救助技術大会出場

8月23日に千葉県で行われた全国消防救助技術大会に、消防本部から水上の部(2種目)に4名の隊員が、九州地区代表として出場しました。

全国消防救助技術大会は、今年で第52回を迎え、日本全国から選抜された救助隊員が一堂に会し、日頃鍛え抜いた消防救助技術を競い合います。当消防本部から出場した隊員も九州の代表として訓練の成果を十分に発揮しました。

隊員紹介

- ・種目【基本泳法】 出場隊員(倉本佳汰)
飛び込んだ後、常に顔が水面に出た状態で、基本的な泳法である、「ぬき手(顔上げクロール)」と「平泳ぎ」でそれぞれ25メートルずつ泳ぐ、水難救助の基本的な泳法訓練
- ・種目【溺者救助】 出場隊員(宮崎大知、坂本直人、濱田航平)
救助者と補助者の2人が協力し、救助者が浮環を25メートル先の要救助者まで搬送し、浮環に要救助者をつかまらせ、補助者がロープをたぐり寄せて救助する訓練

人命救助に伴う功労者表彰を行いました

消防本部では、9月9日人命救助活動功労者3名に対し、消防長から表彰状を贈呈しました。令和6年7月、上天草市内の海水浴場において、家族で来ていた父親と男子児童が水面に浮かんでいるのを発見。その場に居合わせた方々が協力し、親子を救助したものです。救助時には意識がありませんでしたが、適切な心肺蘇生を実施したことにより、救急隊が現場に到着した時には意識が回復し、現在、親子は日常生活を支障なく送れているとのこと。3名の方の勇気ある行動、決断で尊い命が救われました。



(左から)内山絢子さん・小城瑛治さん・水野蒼月さん